

和歌山市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成31年3月25日

和歌山市監査委員	森田昌伸
同上	柳野純夫
同上	尾崎方哉
同上	藪浩昭

第1 監査の期間

平成30年9月10日から平成31年2月8日まで

第2 監査の実施箇所

1 市長公室

政策調整部 政策調整課、秘書課、広報広聴課

2 総務局

総務部 総務課、人事課、職員厚生課、情報システム課、市政情報課

企画部 企画課、交通政策課、行政経営課

3 危機管理局

危機管理部 総合防災課、地域安全課

4 産業交流局

文化スポーツ部 文化振興課（博物館を含む。）、スポーツ振興課

5 出納室

6 教育委員会事務局

教育学習部 教育政策課、教育施設課、生涯学習課、青少年課（旧青少年国際交流施設準備事務所を含む。）、市民図書館

学校教育部 学校教育課（少年センター、こども科学館、子ども支援センターを含む。）、教職員課、教育研究所、保健給食管理課（学校給食第一共同調理場、学校給食第二共同調理場を含む。）

小学校

大新、広瀬、吹上、砂山、高松、宮北、新南、雑賀崎、雑賀、宮、四箇郷、芦原、中之島、和歌浦、宮前、湊、野崎、三田、名草、松江、木本、貴志、貴志南、楠見、楠見西、楠見東、西和佐、岡崎、加太、西脇（みらい分校を含む。）、有功、有功東、直川、紀伊、山口、川永、和佐、山東、東山東、安原、小倉、太田、今福、野崎西、鳴滝、四箇郷北、福島、八幡台、浜宮、藤戸台

中学校

日進、東和、西和、城東、西浜、明和、河北、河西、紀之川、加太、西脇（みらい分校を含む。）、紀伊、有功、東、高積、楠見、貴志

伏虎義務教育学校

和歌山高等学校

幼稚園

中之島、湊、岡山、本町、宮前、芦原、西和佐、西脇、和佐、加太、山口、紀伊、雑賀崎

- 7 選挙管理委員会事務局
- 8 人事委員会事務局

### 第3 監査の項目

- 1 調定、収納及び現金取扱状況
- 2 予算の執行状況
- 3 財産の管理状況
- 4 委託料、補助金等の有効性及び効率性
- 5 各事務処理の必要性及び効率性
- 6 その他

### 第4 監査の結果

おおむね良好であったが、一部において次表のとおり整備を要する事項が見受けられたので、今後、より適正な事務の執行を望むものである。

なお、監査の際に見受けられた整備を要する事項のうち、軽微なものについては、その都度指導したので省略する。

項目	監査結果	担当局部課等名
行政財産の目的外使用許可に関する事務の誤り	行政財産の目的外使用許可に係る使用料（電柱敷使用料）の徴収事務において、和歌山市公有財産規則第25条の2では、納付すべき期限を別に指定する場合には、当該納付すべき期限までの期間は、使用許可をする日から1月を超えてはならないと規定されているが、納期限が指定されず、収納までに1月を超えた期間を要しているものが見受けられたので、納入通知書において同条に則した納期限を明記されたい。	産業交流局 文化スポーツ部 文化振興課
	行政財産の目的外使用許可に係る使用料（土地・建物使用料）の徴収事務において、行政財産の使用許可に関する使用料条例第4条ただし書に基づき、分割納付を承認し、毎月末日を使用料の納期限としていたが、当該使用料の調定日を誤り、また、納期限を誤って指定したことにより収納までに期間を要しているものが見受けられたので、分割納付の承認内容に従い調定及び納期限の指定を行い、納付が遅れることのないよう適正な事務処理を行われたい。	産業交流局 文化スポーツ部 文化振興課
現金の収納事務における誤り	入館料等の払込事務において、和歌山市財務規則第89条第3項では、出納員が直接収納した収納金は、即日又は翌日納付書により指定機関等に払い込まなければならないと規定されているが、払い込むまでに期間を要しているものが見受けられたので、同規則を遵守されたい。	産業交流局 文化スポーツ部 文化振興課 (博物館)

	<p>マイクロフィルム複写手数料の払込事務において、和歌山市財務規則第89条第3項では、出納員が直接収納した収納金は、即日又は翌日納付書により指定機関等に払い込まなければならないと規定されているが、払い込むまでに期間を要しているものが見受けられたので、同規則を遵守されたい。</p>	<p>教育委員会事務局 教育学習部 市民図書館</p>
<p>決裁責任者の決裁を受けずに施行</p>	<p>図書を購入するにあたり、学校（園）配分予算経理要綱に規定されている決裁責任者の決裁を受けずに施行し、納品後に購入代金が支払われていないものが見受けられたので、今後このようなことがないよう要綱を遵守し適正な決裁処理を行うとともに、早急に代金を支払われたい。</p>	<p>教育委員会事務局 有功小学校</p>
<p>重要物品の保管状況の報告誤り</p>	<p>重要物品保管報告において、空調設備（室外機）の保管台数を誤って報告していたため、早急に訂正の報告をするとともに、今後このようなことがないよう保管状況を報告する際は、重要物品と重要物品補助簿、備品受払簿等の諸帳簿と照合するなどして誤りが発生しないよう適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>教育委員会事務局 和歌山高等学校</p>
<p>文書の廃棄</p>	<p>日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入同意書兼委任状について、一部を廃棄している事例が見受けられたため、今後このようなことがないよう文書の適正な保管を徹底されたい。</p>	<p>教育委員会事務局 安原小学校 四箇郷北小学校 八幡台小学校 浜宮小学校 和歌山高等学校</p>